

3 1 身体障害者補助犬とは

身体障害者の社会参加の促進を図るため、県内の身体障害者の方に対して身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成、貸与する訓練事業者に対し、助成しております。なお、補助犬の貸与を受けるには、あらかじめ訓練事業者へ申し込むことや共同訓練等が必要です。

1 助成の対象となる身体障害者補助犬の利用者

- (1) 盲導犬の場合…視覚障害 2 級以上の身体障害者手帳を所持していること。
介助犬の場合…肢体不自由 2 級以上の身体障害者手帳を所持していること。
聴導犬の場合…聴覚障害 2 級に該当する身体障害者手帳を所持していること。
- (2) 満 18 歳以上の者であって、県内に 1 年以上居住していること。
- (3) 就労等社会活動への参加に効果が認められること。
- (4) 補助犬を適切に使用し、飼育できること。
- (5) 自己所有以外の家屋に居住する場合、補助犬の飼育について、家屋の所有者又は管理者の承諾が得られること。
- (6) 障害者支援施設に入所していないこと。

〔問い合わせ先〕

- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成、貸与する各訓練事業者
- ・県障害福祉課（地域生活支援班） TEL 022-211-2541

2 身体障害者補助犬に関する相談

身体障害者補助犬の使用などについて、相談窓口を設置しております。

〔問い合わせ先〕

- ・県障害福祉課（地域生活支援班） TEL 022-211-2541
- ・仙台市障害企画課（社会参加係） TEL 022-214-8151